

査 答 申 第 7 9 号

令和8年1月22日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 金谷 重樹

令和6年9月24日付け「生環保第402号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

生駒市長が審査請求人に対し令和6年5月21日付け「生環保第60号」でした処分のうち、

- 1 アントレいこま1管理組合作成の令和5年7月31日付「同意書」のうち、事業を営む個人の氏名を不開示とした部分は取り消し、開示すべきである。
- 2 日本たばこ産業株式会社（以下「J T」という。）作成の「近鉄生駒駅前における屋外喫煙場所について」（令和5年5月2日付）及び「喫煙所を通じた新たな地域貢献について」に記録されている情報のうち不開示とした部分については、別表に掲げる部分を除き、取り消し、開示すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し令和6年5月21日付け「生環保第60号」でした処分のうち、

- 1 生駒駅北側アントレ広場の喫煙ブースについての市への意見、苦情、問い合わせ・取材、照会（奈良県市町村振興課からのものを除く）、署名等また市の回答が分かる文書のうち、アントレいこま1管理組合作成の令和5年7月31日付「同意書」（以下「本件行政文書1」という。）において、アントレ南面1・2階店舗の責任者氏名を不開示とした部分を取り消し、開示する。
- 2 環境保全課がタバコ製造業者（J Tやフィリップモリスジャパン等）やタバコ販促に関わる団体等との接触（面会、手紙、メール、電話、F A X等の一切）の際に作成・取得した文書のうち、J T作成の「近鉄生駒駅前における屋外喫煙場所について」（令和5年5月2日付。以下「本件行政文書2」という。）及び「喫煙所を通じた新たな地域貢献について」（以下「本件行政文書3」という。）において、不開示とした部分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、生駒市情報公開条例(平成20年9月25日条例第31号。以下「条例」という。)に基づき、

- (1) 環境保全課がタバコ製造業者（J Tやフィリップモリスジャパン等）やタバコ販促に関わる団体等との接触（面会、手紙、メール、電話、F A X等の一切）の際に作成・取得した文書（起案決裁があるものはその一式。令和3年8月11日以降。）」
- (2) 生駒駅北側アントレ広場の喫煙ブースについての次の文書（令和3年8月11日以降。起案決裁があるものはその一式。）

ア 市への意見、苦情、問い合わせ・取材、照会（奈良県市町村振興課からのも

のを除く)、署名等また市の回答が分かる文書(個人や法人、行政機関を問わない。回答のあるものに限らない。)

イ 廃止や存続に係る協議また移設に係る候補地の探索・選定、設計、協議、相談等についての内容が分かる文書(市の内部、外部とも)

の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、本件処分のうち不開示とした部分の一部を取り消し、開示を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 条例

条例第7条は柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、

第1号及び第2号は、それぞれ、

「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等並びに生駒市土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」(第 1 号)

「法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び生駒市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」(第 2 号)

と規定している。

(2) 市長が不開示とした情報と理由(本件処分のうち、審査請求の対象となった部分に限る。)

ア 本件行政文書 1 に記載されている責任者の欄の氏名

本件行政文書 1 に記載されている責任者の欄の氏名は、アントレいこま 1 管理組合に加盟する店舗の責任者と想定される者が署名したもので、従業員や区分所有者の可能性を含め、個人事業主であると特定できないことから、条例第 7 条第 1 号に定める不開示情報に該当する。

イ 喫煙所の設置に関する提案や整備作業に関する金額・機器内容等

本件行政文書 2 及び本件行政文書 3 には、喫煙所の設置に関する提案や整備作業に関する金額・機器内容等、J Tがこれまで培ってきた専門知識が記載されており、当該情報は競業他社等に利用されるおそれがあり、J T側が最も重視している機密情報と認められることから、条例第 7 条第 2 号に定める不開示情報に該当する。

第 3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分で市長が不開示とした情報は、条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に定める不開示情報に当たるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

- (1) 本件行政文書 1 のアントレ南面 1・2 階店舗の責任者の欄の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するかどうかを調査して特定し、該当する者の氏名を開示すべきである。
- (2) 本件行政文書 2 及び本件行政文書 3 は、J Tが広報している情報等、誰もが知り得る内容のみ記載されていることから、条例第 7 条第 2 号に規定する法人情報は記載されていないため、開示すべきである。

(市長)

- (1) 本件行政文書 1 で不開示とした責任者の欄の氏名は、アントレいこま 1 管理組合に加盟する店舗の責任者と想定される者が署名したもので、従業員や区分所有者の可能性を含め、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると特定できないことから、第 7 条第 1 号に定める不開示情報に該当する。
- (2) 本件行政文書 2 及び本件行政文書 3 で不開示とした喫煙所の設置に関す

る提案や整備作業に関する金額・機器内容等は、J Tがこれまで培ってきた専門知識が記載されており、競業他社等に利用されるおそれがあるため、J T側が最も重視している機密情報である。

また、本件行政文書2及び本件行政文書3には、当該文書はJ Tが著作権を有する文書で、営業上重要な情報が含まれていることと、J Tの許可なく複製や開示等を控えることを求める注意事項が記載されている。

以上から、喫煙所の設置に関する提案や整備作業に関する金額・機器内容等は、条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する。

第4 当審査会の判断

1 本件行政文書1

市長は、本件行政文書1で不開示とした責任者の欄の氏名は、アントレいこま1管理組合に加盟する店舗の責任者と想定される者が署名したもので、従業員や区分所有者の可能性を含め、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると特定できないことから、条例第7条第1号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」である旨を主張する。

しかし、当審査会が処分庁に調査を求め、処分庁が調査したところ、店舗の責任者の欄の氏名に個人事業主である者の氏名が確認された。事業を営む個人の当該事業に関する情報は条例第7条第1号に定める不開示情報に該当しないことから、本件行政文書1において、店舗の責任者の氏名のうち個人事業主である者の氏名は開示すべきである。

2 本件行政文書2及び本件行政文書3

市長は、本件行政文書2及び本件行政文書3で不開示とした喫煙所の設置に関する提案や整備作業に関する金額・機器内容等は、J Tがこれまで培ってきた専門知識が記載されており、競業他社等に利用されるおそれがあるため、J T側が最も重視している機密情報であることから、条例第7条第2号に定める不開示情報である旨を

主張する。

当審査会が、いわゆるインカメラ審理を行い、本件行政文書 2 及び本件行政文書 3 を見分したところ、不開示とされた情報に、「公共の場に現在設置されている、又は、設置されていた工作物等」、「新聞やインターネット掲載の情報」及び「人物を含む写真」が含まれていることが認められた。

これら「公共の場に現在設置されている、又は、設置されていた工作物等」、「新聞やインターネット掲載の情報」及び「人物を含む写真」について、以下のとおり、判断する。

まず、「公共の場に現在設置されている、又は、設置されていた工作物等」は、J Tがこれまでに公共の場で実施した事業の実例であり、既に公にされた情報である。

既に公にされた情報であれば、競業他社が容易に知り得る情報であり、開示することによって、J Tの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当しない。

次に、「新聞やインターネット掲載の情報」は、既に公にされた情報である。既に公にされた情報であれば、競業他社が容易に知り得る情報であり、開示することによって、J Tの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当しない。

そして、「人物を含む写真」は、J Tの有する事業活動等に有用な技術上又は営業上の機密情報に該当せず、それらを公にすることにより J Tの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。しかしながら、「人物を含む写真」は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に該当する。

その余の取り消し請求があった情報については、J Tの有する事業活動等に有用な技術上又は営業上の機密情報で、それらを公にすることにより、J Tの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年9月24日	・市長からの諮問（生環保第402号）を受けた。
令和6年10月21日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和7年1月14日 （第188回審査会）	・審議を行った。 ・実施機関から説明を受けた。
令和7年3月19日 （第191回審査会）	・審議を行った。
令和7年4月8日 （第192回審査会）	・審議を行った。
令和7年5月13日 （第194回審査会）	・審議を行った。
令和7年7月1日 （第196回審査会）	・審議を行った。
令和7年7月31日 （第197回審査会）	・審議を行った。
令和7年8月20日 （第198回審査会）	・審議を行った。
令和7年9月10日 （第199回審査会）	・審議を行った。
令和7年10月6日 （第201回審査会）	・審議を行った。
令和7年10月21日 （第202回審査会）	・審議を行った。
令和7年11月10日 （第203回審査会）	・審議を行った。

令和7年12月2日 (第204回審査会)	・ 審議を行った。
令和7年12月17日 (第205回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年1月7日 (第206回審査会)	・ 審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	会長職務代理者
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学准教授	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	

別表 本件処分に係る不開示情報

対象行政文書	頁数	不開示情報
本件行政文書2 『近鉄生駒駅前における屋 外喫煙場所について』	4	(中央) 表
	5	(中央) 表
	8	全て
	9	全て
	10	全て
	12	全て
	13	(右中央) 提案イメージ

本件行政文書 3 『喫煙所を通した新たな地域貢献について』	6	(左上) 事例解説
	7	(左上) 事例解説
		(右上) 人物が記録されている写真
	8	(左上) 事例解説
	9	(左上) 事例解説
		(右上) 設置場所の地図
	1 0	(左上) 事例解説
		(右下) 人物が記録されている写真
		(右下) 人物が記録されている写真
		(右下) 人物が記録されている写真の説明文
	1 1	(左上) 事例解説
	1 2	(左上) 事例解説
		(右上) イラスト
		(右上) イラストの解説文
	1 3	(左上) 事例解説
		(右上) 人物が記録されている写真
		(右上) 人物が記録されている写真の説明文
	1 4	(左上) 事例解説
	1 5	(左上) 事例解説
	2 4	(タイトル内) 取引先名
		(左上) 事例解説
	2 5	(左上) 事例解説
		(右下) 事後調査
		(右下) 事後調査の説明文

	2 9	(左上) 事例解説
		(左下) 事例解説
		(右上) 事例解説
		(右下) 事例解説